

「金融商品仲介業者に関する規則」改正 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第20条 (略)</p> <p>(外務員資格の取消し、停止処分)</p> <p>第21条 本協会は、前条の規定による会員からの報告内容を審査した結果、<u>個人金融商品仲介業者(個人金融商品仲介業者であった者を含む。以下同じ。)</u>が金融商品仲介業に関し法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したときその他金融商品仲介業に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき又は<u>金融商品仲介業者の外務員(金融商品仲介業者の外務員であった者を含む。以下同じ。)</u>が外務員の職務若しくはこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるときは、当該者の外務員資格を取り消す処分(以下「外務員資格取消処分」という。)又は2年以内の期間を定めて当該者の外務員資格の効力を停止(以下「外務員資格停止処分」という。)する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 本協会は、前2項の規定による処分をしようとするときは、会員を通じて金融商品仲介業者に通知し、弁明の手続を行うものとする。</u></p> <p><u>4 前項の規定による弁明の手続を行った上で、外務員資格取消処分及び外務員資格停止処分を行ったときは、遅滞なく、その旨を会員を通じて金融商品仲介業者に通知する。</u></p> <p><u>5 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを当該金融商品仲介業者のすべての所属会員に周知するものとする。</u></p> <p><u>6 会員は、第1項の規定により外務員の職務禁止措置を受けた者又は第15条第1項の規定により外務員の職務の停止の処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修を受講さ</u></p>	<p>第1条～第20条 (略)</p> <p>(外務員資格の取消し、停止処分)</p> <p>第21条 本協会は、前条の規定による会員からの報告内容を審査した結果、<u>個人金融商品仲介業者若しくは個人金融商品仲介業者であった者が金融商品仲介業に関し法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したときその他金融商品仲介業に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき又は金融商品仲介業者の外務員若しくは外務員であった者が外務員の職務若しくはこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるときは、当該者の外務員資格を取り消す処分(以下「外務員資格取消処分」という。)又は2年以内の期間を定めて当該者の外務員資格の効力を停止(以下「外務員資格停止処分」という。)する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>3 本協会は、前2項の規定により外務員資格取消処分及び外務員資格停止処分を行ったときは、遅滞なく、その旨を第20条の報告を行った会員を通じて当該報告に係る金融商品仲介業者に通知する。</u></p> <p><u>4 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを当該金融商品仲介業者のすべての所属会員に周知するものとする。</u></p> <p><u>5 会員は、第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者又は第15条第1項の規定により外務員の職務の停止の処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修を受講させな</u></p>

「金融商品仲介業者に関する規則」改正 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>せなければならない。</p> <p><u>7</u> 会員は、法第 64 条の 5 第 1 項（法第 66 条の 25 において準用する場合を含む。）の規定により外務員の登録を取り消された者、第 1 項若しくは第 2 項若しくは外務員規則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により外務員資格取消処分を受けた者が、その決定を受けた日から 5 年間は、外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</p> <p><u>8</u> 会員は、法第 64 条の 5 第 1 項（法第 66 条の 25 において準用する場合を含む。）の規定により外務員の職務停止を命じられた者又は第 1 項若しくは外務員規則第 6 条第 1 項の規定により外務員資格停止処分を受けた者が、その職務の停止期間中又は資格の効力の停止期間中は、外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</p> <p><u>(不服の申立て)</u></p> <p><u>第 21 条の 2 第 21 条第 4 項の通知を受けた会員は、当該通知が到達した日から 10 日以内に、定款第 41 条の 2 に規定する不服審査会に不服の申立てを行うことができる。</u></p> <p><u>(細則への委任)</u></p> <p><u>第 21 条の 3 第 21 条から前条までの手続について、必要な事項は細則で定める。</u></p> <p>第 22 条～第 23 条 （略）</p> <p>附則 この改正は、平成 29 年 6 月〇日から施行する。</p>	<p>なければならない。</p> <p><u>6</u> 会員は、法第 64 条の 5 第 1 項（法第 66 条の 25 において準用する場合を含む。）の規定により外務員の登録を取り消された者、第 1 項若しくは第 2 項若しくは外務員規則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により外務員資格取消処分を受けた者が、その決定を受けた日から 5 年間は、外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</p> <p><u>7</u> 会員は、法第 64 条の 5 第 1 項（法第 66 条の 25 において準用する場合を含む。）の規定により外務員の職務停止を命じられた者又は第 1 項若しくは外務員規則第 6 条第 1 項の規定により外務員資格停止処分を受けた者が、その職務の停止期間中又は資格の効力の停止期間中は、外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 22 条～第 23 条 （略）</p>